

公安委員会 報 告 資 料	暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律第3条に基づく四代目小桜一家の指定	令和7年8月7日 組織犯罪対策課
1 指定団体名等 団体名：四代目小桜一家 代表する者：平岡 喜栄 (83歳) 2 指定・公示日、効力期間 指定・官報公示日：令和7年7月25日 効力期間：令和7年7月27日から令和10年7月26日まで 3 官報公示 官報のとおり 4 指定通知書の送達 令和7年7月25日、四代目小桜一家総本部事務所において、同一家幹部組員に指定通知書を送達（代人送達）した。 5 指定の効果 指定暴力団に指定することにより ○ 暴力団の行う暴力的要求行為、暴力団への加入強要及び脱退妨害等に対し、中止命令、再発防止命令を発出すること。 ○ 対立抗争等が発生した場合に事務所の使用制限命令を発出すること。 ○ 市民に危険を及ぼすおそれの高い暴力団については、更に特定抗争指定暴力団等・特定危険指定暴力団等として指定、警戒区域内での禁止行為を検挙すること。 ○ 暴力団の代表者等は、対立抗争における暴力団員による暴力行為又は暴力団員による威力利用資金獲得行為により、他人の生命、身体等を侵害したときは、損害賠償責任を追及すること。 等が可能となる。		